



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月12日金曜日 第2486号

## ◇ 目 次 ◇

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	518
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	518
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	518
土地改良区役員就退任の届出(3件).....	(南予地方局農村整備課) ...	519
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	( " ) ...	519
道路の供用開始(県道島井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	519
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	519
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	( " ) ...	520
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所) ...	520
指定医師の所在地の変更.....	( " ) ...	520
指定医師の辞退の届出.....	( " ) ...	520
落札者等の告示(2件).....	(警察本部会計課) ...	521

## 公 告

土地の売払い.....	(総務管理課) ...	521
-------------	-------------	-----

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	522
--------------------------------	----------------	-----

## 人事委員会公告

平成25年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	523
平成25年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告.....	( " ) ...	526
平成25年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	( " ) ...	529
平成25年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	( " ) ...	532

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第812号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年7月12日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年7月12日から7月25日まで

### ○愛媛県告示第813号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(固定資産現況調査)
- 2 作業期間 平成25年6月11日から

平成26年3月17日まで

- 3 作業地域 今治市全域

### ○愛媛県告示第814号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年7月12日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成25年7月2日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市金生町下分字馬木1178番、1179番1、1180番1、1184番、1184番地先農道及び1180番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 101.43メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル及び6.04メートル

○愛媛県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 7月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619

○愛媛県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 7月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619

○愛媛県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨

○愛媛県告示第820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部字コチクモ1459番1地先から 同町田部字フルタ1578番1地先まで	平成25年 7月12日

○愛媛県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1823番5から 同町下須戒甲1850番地先まで	旧	メートル 7.0~20.8	キロメートル 0.254	
			新	7.0~23.1	0.252	

の届出があった。

平成25年 7月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	原 田 達 也	南宇和郡愛南町緑乙3290

○愛媛県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊方町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行を平成25年 7月 1日認可した。

平成25年 7月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

○愛媛県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、瀬戸町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行を平成25年 7月 1日認可した。

平成25年 7月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

○愛媛県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1826番3地先から 同町下須戒甲1838番3まで	旧	メートル 10.8~49.9	キロメートル 0.099	
			新	11.6~47.9	0.097	

○愛媛県告示第823号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財 団済生会今治病院	加 藤 源 太 郎	今治市喜田村7丁目1番6号	平成 25年 7月 1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会今治病院	大 西 哲 平	今治市喜田村7丁目1番6号	平成 25年 7月 1日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ 心臓・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	石 口 絵 梨	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成 25年 7月 1日
心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	小 児 科	住友別子病院	竹 本 幸 司	新居浜市王子町3番1号	平成 25年 7月 1日
音 声 、 言 語 機 能 障 害	脳神経外科	社会医療法人社団更生 会村上記念病院	白 石 俊 隆	西条市大町739番地	平成 25年 7月 1日

○愛媛県告示第824号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
山 下 善 正	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成25年 4月 1日
鈴 木 偉 一	長 谷 川 病 院	四国中央市金生町下分1249-1	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成25年 4月 1日
白 石 俊 隆	社会福祉法人恩賜財団済生会 今治病院	今治市喜田村1-6	社会医療法人社団更生会村上 記念病院	西条市大町739番地	平成25年 5月 7日
森 重 信	医療法人聖ベテスダ会新居浜 青洲病院	新居浜市土橋二丁目2番2号	医療法人徳洲会新居浜徳洲病 院	新居浜市土橋二丁目2番2号	平成25年 6月 1日
山 本 善 邦	医療法人聖ベテスダ会新居浜 青洲病院	新居浜市土橋二丁目2番2号	医療法人徳洲会新居浜徳洲病 院	新居浜市土橋二丁目2番2号	平成25年 6月 1日

○愛媛県告示第825号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	医療法人滴水会吉野病院	宇都宮 裕 士	今治市末広町1丁目5 - 5	平成 25年 3月31日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西 原 江里子	東温市志津川	平成 25年 5月31日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	毛 利 亮	今治市喜田村7丁目1番6号	平成 25年 5月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	小 児 科	市立宇和島病院	中 野 威 史	宇和島市御殿町1番1号	平成 25年 5月31日

○愛媛県告示第826号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
インターネットシステム一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成25年 5月28日	株式会社STNet 香川県高松市春日町17番地3	375,837円 (月額)	一般競争入札	平成25年 4月16日

○愛媛県告示第827号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
行政情報処理端末ほか一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成25年 5月28日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	1,383,060円 (月額)	一般競争入札	平成25年 4月16日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
東温市志津川字下窪甲834番 1	宅 地	8,249.43㎡
東温市志津川字夏梅甲870番 1	宅 地	6,975.21㎡
東温市志津川字大原甲936番 6	雑種地	870.00㎡
東温市志津川字大原甲936番 7	雑種地	529.00㎡
東温市志津川字大原甲936番12	雑種地	13.00㎡
東温市志津川字大原甲936番13	雑種地	52.00㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成25年 7月12日（金）から 9月20日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成25年9月20日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成25年8月8日（木）午前10時

(イ) 場所

東温市見奈良530番地 1

東温市役所 4階大会議室

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成25年10月7日（月）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

東温市見奈良530番地 1

東温市役所 4階403会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金

を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 190

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月12日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要</p>	<p>(受験資格)</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要</p>

とする業務を行う職以外の職（法令により資格を必要とする職を除く。）の採用試験にあつては、次の(7)又は(4)に掲げる採用試験の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める者

とする業務を行う職以外の職（法令により資格を必要とする職を除く。）の採用試験にあつては、年齢17歳以上21歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び当該試験の公告の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みの者を除く。）

(7) (4)に掲げる採用試験以外の採用試験 年齢17歳以上21歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び当該試験の公告の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みの者を除く。）

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であることを受験資格とする採用試験 年齢17歳以上34歳未満の者

イ・ウ 省略

(2)・(3) 省略

イ・ウ 省略

(2)・(3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成25年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成25年 7月12日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 県庁第二別館 4 階  
電話 (089) 912 - 2826  
職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

第 1 次試験日 平成25年 9月29日（日）

試 験 会 場 松山工業高等学校

受 付 期 間 平成25年 8月19日（月）～ 9月 6日（金）

〔持 参〕 午前 8 時30分～午後 5 時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月 6日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月30日（金）午後 5 時15分までに受信したもの

《平成25年度の変更点》

初級試験については、第 1 次試験の試験種目を教養試験のみとしました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	9人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
短卒 期業 大程 学度	臨床検査技師 2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	診療放射線技師 4人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生年月日	学歴・その他
一般事務	平成4年4月2日から平成8年4月1日 までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成26年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生年月日	資格・免許
臨床検査技師	昭和59年4月2日から平成5年4月1日 までに生まれた者	臨床検査技師の免許を有する者又は平成26年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
診療放射線技師		診療放射線技師の免許を有する者又は平成26年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	平成25年9月29日 (日曜日) 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。	午前9時15分～ 午後0時	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
		午前9時15分～ 午後3時30分		
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1級	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）

1 次 試 験	資格 免 許 職	教 養 試 験	50点	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
		専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第 2 次 試 験		口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
		作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
		適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申 込 先	愛媛県人事委員会事務局(〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2)		
申 込 書 の 入 手 方 法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>	
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(A4判用/角型2号、120円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。	
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課(東予、中予及び南予)及び支局総務県民室(今治及び八幡浜)、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。	
申 込 方 法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、必ず簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。なお、申込みの際には写真は不要です。	
	持参して直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、愛媛県人事委員会事務局(県庁第二別館4階)へ提出してください。	
受 験 票 の 交 付	郵送で申し込む場合	9月9日(月)以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が9月20日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。	
	持参して直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日に持参してください。	
受 付 期 間	平成25年8月19日(月)～9月6日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで。 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合は、9月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。		

- (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム(<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>)の手続案内を確認してください。

インターネットによる申込みの場合の受付期間は、平成25年8月19日(月)の午前8時30分から8月30日(金)の午後5時15分までです。

## 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

## 7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額
初 級	一 般 事 務	行政職給料表 1 級 7 号給 142,911円
	警 察 事 務	
資 格 免 許 職	臨 床 検 査 技 師	医療職給料表(□) 1 級19号給 171,534円
	診 療 放 射 線 技 師	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専 門 試 験 （ 資 格 免 許 職 ） の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
臨 床 検 査 技 師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む）、臨床化学（生化学を含む）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む）
診 療 放 射 線 技 師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む）、診療画像機器学（医用工学を含む）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む）、核医学検査技術学（放射化学を含む）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成25年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

平成25年 7月12日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 県庁第二別館 4 階  
電話 ( 089 ) 912 - 2826  
職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

身体に障害のある方を対象とした愛媛県職員採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成25年9月29日（日）

試 験 会 場 松山工業高等学校

受 付 期 間 平成25年8月19日（月）～9月6日（金）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月6日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月30日（金）午後5時15分までに受信したもの

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

警 察 事 務	若干名	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
---------	-----	---------------------------

2 受験資格

- (1) 昭和54年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- (3) 自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 日本の国籍を有する者
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成25年9月29日（日曜日）	午前9時15分から午後0時まで 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間）
第2次試験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。
- (5) 教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申 込 先	愛媛県人事委員会事務局（〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2）
申 込 書 の 入 手 方 法	ダウンロードする場合 下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合 封筒の表に「初級（身体障害者対象）請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（A4判用/角型2号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。

申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に50円切手を貼ってください。 封筒の表に「初級(身体障害者対象)申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、必ず簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。なお、申込みの際には写真は不要です。
	持参して直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、愛媛県人事委員会事務局(県庁第二別館4階)へ提出してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月9日(月)以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が9月20日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	持参して直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日に持参してください。
受付期間	平成25年8月19日(月)～9月6日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで。 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合は、9月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。	

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム (<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>) の手続案内を確認してください。

インターネットによる申込みの場合の受付期間は、平成25年8月19日(月)の午前8時30分から8月30日(金)の午後5時15分までです。

6 受験時の配慮について

第1次試験は、拡大文字による受験が可能です。拡大文字による受験を希望する場合、試験当日に車椅子やルーペなどの補助具等の使用を希望する場合、駐車場利用など受験にあたって希望する事項がある場合は、必ず試験申込書の「受験にあたっての要望事項」欄に記載してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

試験問題は、通常文字はB5判11ポイント程度、拡大文字はA4判14ポイント程度です。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現 行 給 料 月 額
一般事務	行政職給料表1級7号給 142,911円
警察事務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成25年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成25年 7月12日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）、神奈川県、大阪府又は兵庫県警察官になるみちがあります。

第1次試験日 平成25年10月20日（日）

受付期間 平成25年8月19日（月）～9月6日（金）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月6日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月19日（月）午前8時30分～8月30日（金）午後5時15分

試験会場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

《平成25年度の変更点》

柔道、剣道の2段以上の段位又は全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手出場経験に対する加点制度を導入しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
高校卒程度	愛媛県	33人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁	2人程度	
	神奈川県	2人程度	
	大阪府	5人程度	
	兵庫県	2人程度	

第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の試験区分や志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成26年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和58年10月22日から平成8年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）	
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
			項目	基準
			身長	おおむね160cm以上であること。
			体重	おおむね47kg以上であること。
			胸囲	おおむね78cm以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。			
聴力	完全であること。			

		<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。</p>	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。															
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。																		
スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	<p>柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>加点の申請を行う場合は、<b>スポーツ加点の提出書類一覧表及びスポーツ歴を証明する書類</b>が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。(別表「加点の申請について」を参照のこと。)</p>	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験									
項目	基準																		
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)																		
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)																		
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験																		
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)																
	体力検査	-	<p>職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上/20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上(左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上/30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>55cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準	反復横とび	50回以上/20秒間	握力	45kg以上(左右の平均)	上体起こし	25回以上/30秒間	垂直とび	55cm以上	腕立伏臥腕屈伸	30回以上	20mシャトルラン	65回以上	長座体前屈	45cm以上
	種目	基準																	
	反復横とび	50回以上/20秒間																	
握力	45kg以上(左右の平均)																		
上体起こし	25回以上/30秒間																		
垂直とび	55cm以上																		
腕立伏臥腕屈伸	30回以上																		
20mシャトルラン	65回以上																		
長座体前屈	45cm以上																		
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																	
身体精密検査	-	<p>職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。</p> <p>なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。</p> <p>弁色力 職務遂行に支障がないこと。</p>																	

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) **第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。**  
身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**別表 加点の申請について**

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類	<p>受験申込時にスポーツ加点申請の提出書類一覧表及び証明書類の写し(A4)を提出してください。</p> <p>また、スポーツ歴により加点の申請をする場合は、第1次試験当日に証明書類の原本を持参してください。(柔道又は剣道の加点申請の場合は不要です。)</p> <p>一覧表又は証明書類の写しのいずれかを欠く場合やスポーツ歴の加点申請で原本の確認ができない場合は加点しません。</p>
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類	
スポーツ歴	<p>次の(1)、(2)の両方が証明できる書類</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること</p> <p>(2) 大会に選手として出場したこと</p> <p>(1)は基準で例示している全国大会の場合は不要</p> <p>(2)は氏名、大会名及び大会年月が明記されたものであること</p>	

**4 試験日、試験会場及び合格発表**

区 分	試 験 日	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成25年10月20日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松 山	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号）	
		宇和島	南予地方局 （宇和島市天神町7番1号）	
第 2 次 試 験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。  
また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

### 5 受験申込手続

#### (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 <b>警察官（男性・高卒程度）請求</b> 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4版用/角型2号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「 <b>警察官（男性・高卒程度）申込み</b> 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、必ず <b>簡易書留郵便</b> により <b>愛媛県人事委員会事務局へ送付</b> してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、スポーツ加点の提出書類一覧表及び証明書類の写し（A4）を同封して送付</b> してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。なお、申込みの際には写真は不要です。
	持参して直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、 <b>愛媛県人事委員会事務局（県庁第二別館4階）へ提出</b> してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、スポーツ加点の提出書類一覧表及び証明書類の写し（A4）を持参</b> してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月9日（月）以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず <b>最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って</b> 、試験当日に持参してください。 受験票が10月11日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	持参して直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず <b>写真を貼って</b> 、試験当日に持参してください。

#### (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム（<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>）の手続案内を確認してください。

**スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は持参して直接申し込んでください。**

### 6 合格から採用まで

#### (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

#### (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

#### (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

#### (4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

### 7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給（現行給料月額179,769円）、高校卒程度で公安職給料表1級5号給（現行給料月額165,408円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**8 試験結果の開示**

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**9 問い合わせ先等**

申 込 先 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>		
問 い 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623		
愛媛県以外の 都府県に関する 問 い 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145	
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314	

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成25年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成25年 7月12日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成25年10月20日（日）

受 付 期 間 平成25年 8月19日（月）～ 9月6日（金）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月6日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月19日（月）午前8時30分～8月30日（金）午後5時15分

試 験 会 場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

《平成25年度の変更点》

柔道、剣道の2段以上の段位又は全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手出場経験に対する加点制度を導入しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒程度	8人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成26年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試 験 の 内 容															
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）															
	身体検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身 長</td> <td>おおむね153cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体 重</td> <td>おおむね43kg以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。</p>	項 目	基 準	身 長	おおむね153cm以上であること。	体 重	おおむね43kg以上であること。	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴 力	完全であること。	そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。			
	項 目	基 準																
身 長	おおむね153cm以上であること。																	
体 重	おおむね43kg以上であること。																	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。																	
聴 力	完全であること。																	
そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。																	
スポーツ加点	5点	<p>柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔 道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣 道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>加点の申請を行う場合は、<b>スポーツ加点の提出書類一覧表及びスポーツ歴を証明する書類</b>が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。（別表「加点の申請について」を参照のこと。）</p>	項 目	基 準	柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験								
項 目	基 準																	
柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																	
剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																	
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験																	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。															
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）															
	体力検査	-	<p>職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。</p>	種 目	基 準	反復横とび	40回以上 / 20秒間	握力	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	15回以上 / 30秒間	垂直とび	40cm以上	腕立伏臥腕屈伸	15回以上	20mシャトルラン	35回以上	長座体前屈
種 目	基 準																	
反復横とび	40回以上 / 20秒間																	
握力	25kg以上（左右の平均）																	
上体起こし	15回以上 / 30秒間																	
垂直とび	40cm以上																	
腕立伏臥腕屈伸	15回以上																	
20mシャトルラン	35回以上																	
長座体前屈	45cm以上																	

適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

別表 加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類	受験申込時にスポーツ加点申請の提出書類一覧表及び証明書類の写し（A4）を提出してください。 また、スポーツ歴により加点の申請をする場合は、第1次試験当日に証明書類の原本を持参してください。（柔道又は剣道の加点申請の場合は不要です。） 一覧表又は証明書類の写しのいずれかを欠く場合やスポーツ歴の加点申請で原本の確認ができない場合は加点しません。
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類	
スポーツ歴	次の(1)、(2)の両方が証明できる書類 (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び大会年月が明記されたものであること	

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	受験地	試験会場	合格発表
第1次試験	平成25年10月20日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松山	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号）	
		宇和島	南予地方局 （宇和島市天神町7番1号）	
第2次試験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

5 受験申込手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込方法	申込方法	詳細
申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官（女性・高卒程度）請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4版用/角型2号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（女性・高卒程度）申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、必ず簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。スポーツ加点を申請する場合は、スポーツ加点の提出書類一覧表及び証明書類の写し（A4）を同封して送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。なお、申込みの際には写真は不要です。
	持参して直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、愛媛県人事委員会事務局（県庁第二別館4階）へ提出してください。スポーツ加点を申請する場合は、スポーツ加点の提出書類一覧表及び証明書類の写し（A4）を持参してください。

受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月9日(月)以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず <b>最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)</b> を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が10月11日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	持参して直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず <b>写真を貼って</b> 、試験当日に持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム (<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>) の手続案内を確認してください。

**スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は持参して直接申し込んでください。**

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給(現行給料月額179,769円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額165,408円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

9 問い合わせ先等

申 込 先 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>
問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623